

## 徳之島町景観形成・環境保全活動助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本町における地域の景観形成につながる美化活動や植栽活動、環境保全活動等を行う本町の区域内にその活動拠点を置く営利を目的としない団体に対し、予算の範囲内で徳之島町景観形成・環境保全活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、徳之島町補助金交付規則（昭和43年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる団体は、本町の区域内にその活動拠点を置く営利を目的としない自治会、NPO法人、地域づくり団体等の団体とする。

### (助成対象となる活動)

第3条 助成対象となる活動は、次の各事業とする。

- (1) 道路、公園等の公共の場所（学校や幼稚園等の教育施設敷地内の活動は除く。）や集落で実施する美化活動や植栽活動等
- (2) 外来植物駆除等の環境保全活動

### (助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費は、前条に規定する交付対象活動を継続的に行う際に要する次の経費とする。

- (1) 鎌、せん定ばさみ、払い機等の作業道具、肥料、プランター等の資材購入費
- (2) 集落の景観形成に資すると認められる樹木・花き等の購入費
- (3) その他活動を持続するために特に必要と認められるもの

### (助成対象額)

第5条 前条に対する助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内とし、5万円を限度額とし、申請書提出後における助成金の額の増額は認めないものとする。

### (助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする活動団体は、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、速やかに記載事項等内容を調査し、申請に係る助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付決定を

行い、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第8条 活動団体は、前条の規定により通知された決定について、減額又は中止するときは、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了報告）

第9条 活動団体は、助成金の交付決定に係る助成対象となる行為が完了したときは、速やかに、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金対象行為完了報告書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の額の決定）

第10条 町長は、助成対象行為の完了に係る前条の完了報告があった場合において、報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象行為の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金交付額確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第11条 町長は、前条の決定を行った後、活動団体から提出される徳之島町景観形成・環境保全活動助成金請求書（様式第6号）により助成金を交付する。

（取得物の適正管理）

第12条 活動団体は、助成金の交付を受けて取得した財産について適正な管理に勤めなければならない。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、徳之島町景観形成・環境保全活動助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。